

は信頼できない。現在検討中の年金改革は、現在の年金受給者と将来の年金受給者がもつ諸問題に、それぞれ別々に取組まねばならないであろうということが、明白であると思われる。将来の年金受給者については、次のような選択方式の制度が示唆されている。すなわち、年金受給資格の評価は、同一額の年金に対して受給資格を与える保険拠出の代りに、500ディナールから600ディナールまでの統一された定額制の基本年金にもとづいて行なわれるべきで、この制度には、より高い基本年金が任意方式の保険で可能とされるべきである。あるいは、無資格の筋肉労働者に対する600ディナールから、大学卒の学位を有する被用者に対する1,600ディナールまで、変化をもつ資格取得条件にもとづき、別な基本年金の制度が資格取得の評価に用いられるべきである。より高い年金額は任意方式の保険でカバーされるべきで、強制的基本年金と任意保険による年金は、双方とも毎年その年の初めに調整されるべきである。もし各人が年金の基本部分から他の年金に移る場合には、ある平均額が計算されるべきである。他

に選択される制度は、各人の所得に関連させた年金にみられる無意味な格差（たとえば、政府各省のタイピストは、公立中学校の校長より高い年金を取得している）の廃止であろう。

5年間の経過的期間には、年金は旧制度と新制度の双方で計算され、両者のうちより有利な年金の受給が認められるべきである。現行の老齢年金は引き続き実施される現在の方式による年金か、または正式に調整された年金かのいずれかとなり、その年金には、各人の自由な選択が可能とされるべきである。

### 社会保障こぼれ話

アイヴォリー・コースト

#### の社会保険

アイヴォリー・コーストには、1968年に統合的な社会保険が制定された。この制度による給付には、家族給付（出産手当、産前後の手当、家族手当）、女子労働者への母性給付（喪失賃金の補償）、家族保健と福祉、労働災害給付（現金・現物給付）、退職給付（老齢・遺族年金）が含まれている。

制度にある單一性をもたせるために、新しい年金制度の基本原則を、連邦法が定めるべきである。保険拠出、年金に含まれる部門の数などは、各共和国が決定すべきである。

Basic Principles of Pensions Insurance  
“Osnovna nacela penzijskog osiguranje”, *Socijalna politika*, Nos. 2～3, 1968, pp. 40～44; No. 55, '69

(以上の5編は、ISSA の Advisory Committee—1967年10月、ウィーン)による了解にもとづき、Social Security Abstracts より採用した)

(社会保障研究所 平石長久)

財源調達は家族給付と労働災害補償が使用者負担で、退職給付が労使双方（労働者40%，使用者60%の負担割合）の負担とされ、拠出率は最高9%までと一定定められている。なお、拠出収入の10%以上が、毎年準備基金に貯えられることになっている。また、制度の管理は、労使双方の代表が参加する特殊な委員会が担当する。

(社会保障研究所 平石 長久)